



**STOP!**

介護と仕事を両立させるための

株式会社日本ライフデザイン 取締役事業部長



(かわち・あつし)  
大手旅行代理店で車椅子や要介護認定者などの国内・海外旅行の企画営業および添乗員の経験を経て、2008年 湖山園商事株グループ事業部に入社。介護施設長や施設運営、管理に携わり現在に至る。認知症対応型サービス事業開設者研修修了。

# STOP! 介護離職 **介護と仕事を両立させるための 介護相談窓口の設置**

と仕事を両立させるための一

株式会社日本ライフデザイン 取締役事業部長



(かわち・あつし)  
大手旅行代理店で車椅子や要介護認定者などの国内・海外旅行の企画営業および添乗員の経験を経て、2008年 湖山医療福祉グループ事業部に入社。介護施設長や施設運営・管理に携わり現在に至る。知識豊富な専門家として、医療機関訪問や施設見学等、幅広く知識を蓄積。また、車椅子や車いすでの移動方法など、実際の移動方法についても詳しく解説。また、車椅子や車いすでの移動方法など、実際の移動方法についても詳しく解説。

●手助・介護のために仕事を辞めた理由（複数回答）		
理由	詳細	割合(%)
勤務先の問題	仕事を続けたかったが、勤務先の直立支援制度の問題や介護休業権等を取得しづらい雰囲気等があった	43.4%
サービスの問題	仕事を続けたかったが、介護保険サービスや障害福祉サービス等が利用できなかつた、利用方法がわからなかつた	30.2%
自分の希望	仕事を続けたくなかった	22.0%
家族・親族等の希望	仕事を続けたかったが、手助・介護が必要な家族、その他の家族や親類の希望等があった	20.6%

# 介護と仕事を両立させるための

## 介護相談窓口の設置▼

株式会社日本ライフデザイン 取締役 事業部長

河内篤志氏

Vol.4



(かわuchi・あつし)

大手旅行代理店で車椅子や要介護認定者などの国内・海外旅行の企画営業および添乗員の経験を経て、2008年 湖山医療福祉グループ事業部に入社。介護施設長や施設運営・管理に携わり現在に至る。認知症対応型サービス事業開設者研修修了。

**増加している「介護離職」を防ぐために必要な企業対策**

—仕事と介護の両立が難しいため退職せざるを得ない「介護離職」は年々増えていますが、企業側は実態を把握できていますか？

厚生労働省の雇用動向調査では、2023年に個人的理由で離職した人は約592万人。このうち「介護・看護」を理由にした人は約7万人で、2000年と比較すると、約2倍の人数になっています。介護離職は男性よりも女性のほうが多いやや多く、男女とも50代が最多ですが、その一方、祖父母の介護に関する悩みを持つ30代のケアラーも増えています。

正直なところ、これまで様々な企業から相談を受けてきた中で、規模の大きい会社ほど、介護離職をきちんと把握できていない傾向があります。なぜならば、介護離職をした人の多くは、介護の悩みを上司や同僚、人事部などに打ち明けることなく離職しているケースが多いからです。

また、企業より相談を受けた場合、私どもは必ず「現在、親の介護をしているかどうか」「介護の悩みを相談したいかどうか」といった簡単な介護アンケートを行っています。その結果「従業員からという認識の企業においても、介護の悩みを持っている従業員の割合は、全体の2～3割を占めるこ

とがわかりました。

介護が必要となる原因は、認知症のように徐々に進行していくものも

ありますが、脳梗塞、転倒・骨折、事故など、ある

日突然発生するケースが多く、働き盛りの人にとって、介護は突然始まる重要な課題です。組織の中核を担う人材が介護離職しないように、具体的な対策をとることは企業の喫緊の課題といえるでしょう。

—介護の悩みを持つ従業員からの相談を受けた際、どんな内容が多いのでしょうか。

介護が必要となる原因をはじめ、家族構成、仕事や経済状況などを含め抱えている介護問題は多岐にわたります。

まずは現状をお伺いすることから始めますが、最も多いのは「どうすればいいのか、わからない」という相談です。

今年の4月から施行されている

「育児・介護休業法」のもと、まずは「介護休暇」と「介護休業」について説明する必要があります。ただし、従業員が休暇や休業を取得できたとしても、取得した期間内で介護問題を解決する着地点を見い出すのは非常に困難なのが実情。介護業界を熟知している介護のプロによる専門性の高いアドバイスが必要です。

### ●介護休暇と介護休業の違い

	介護休暇	介護休業
取得できる期間	対象家族1人につき年5日 対象家族が2人以上は、年10日まで休業できる ※時間単位の取得も可能	家族1人につき3回まで、通算93日まで休業できる
賃金	原則、無給	原則、無給
給付金	給付なし	一定要件を満たす場合、休業開始時の賃金日額の67%相当額の介護休業給付金が支給される
手続き方法	口頭での申出も可能 ※勤務先の就業規則に従う	休業開始2週間前までに、書面等により事業主に申出

**STOP!**

# 介護と仕事を両立させるための

株式会社日本ライフデザイン  
河内篤志 取締役事業部長

河內篤志氏



(かわち・あつし)  
大手旅行代理店で車椅子  
や要介護認定者などの  
内・海外旅行の企画営業  
および添乗員の経験をも  
つて、2008年 湖山医療社  
祉グループ事業部に入社  
介護施設長や施設運営  
管理に携わり現在に至る  
認知症対応型サービス  
業開設者研修修了。

介護の窗口による相談窓口から  
従業員の介護離職を防ぐ

増えるのでしょうか?

困難になつて  
まうのです。

総務省の調査では、家族の介護をしながら仕事をする人は約365万人、そのうち家族の介護や看護のために離職した人は、ここ数年増加しており、1年間に約11万人が離職しています（令和4年就業構造基本調査）。

全員が75歳以上の後期高齢者となり、要支援や要介護の状態となる高齢者が今まで以上に増加すると推測されているのです。

た2023年度の「介護保険事業状況報告」によれば、要介護・要支援の認定者数が前年度から14万人増え、初めて700万人を突破し過去最多となりました。より介護が必要となる75歳以上の高齢者が増加したこと为主要因で、結果として家族の介護を担う人が増えているのです。

介護の場合 子どもの成長は応じて予定を立てやすい育児とは異なり「いつまで続くのかわからぬ」「職場では話題にしづらい」「相談しにくい」という特徴があります。長期化する可能性もあります。今後の見通しを立てることが難しいことから、介護と仕事の両立が

- 私どもが企業より相談を受けて  
きた中でわかつたこととして、次  
のような課題があります。

● 仕事と介護の両立で悩んでいる  
従業員がいても、どのような課  
題があるのかわからない

● 介護をしていることを職場の上  
司や同僚、部下に知られたくない  
いと考える従業員が多い

● 介護に関する課題は、家庭的事  
情や経済問題とつながるので、  
それらを会社に知られたくない  
従業員が多い

● 介護にまつわるニーズは多種多  
様なので、制度を利用するだけ  
のもので安心です。

事前に介護セミナーや簡単なア  
ンケートを行うことで、従業員の  
実態を把握することができるほか、  
必要に応じてプライバシーを重視  
したオンライン相談も行います。

介護状況によつては、すぐに施  
設に入居させる必要があつたり、  
期間を限定した入居が必要だつた  
りしますが、弊社では全国にある  
さまざまな介護施設の中から、そ  
の方の状態に応じた適切な施設を  
スピー dei に紹介することができ  
るので安心です。

従業員一人ひとりに具体的な介護対策を提案します。事前に介護セミナーや簡単なアンケートを行うことで、従業員の実態を把握することができるほか、必要に応じてプライバシーを重視したオンライン相談も行います。介護状況によつては、すぐに施設に入居させる必要があつたり、期間を限定した入居が必要だつたりしますが、弊社では全国にあるさまざまな介護施設の中から、その方の状態に応じた適切な施設をスピーディに紹介することができます。安心です。

# 介護と仕事を両立させるための

## 介護相談窓口の設置▼

Vol.6

株式会社日本ライフデザイン 取締役 事業部長 河内篤志氏



(かわい・あつし)  
大手旅行代理店で車椅子  
や要介護認定者などの国  
内・海外旅行の企画営業  
および添乗員の経験を経  
て、2008年 湖山医療福  
祉グループ事業部に入社。  
介護施設長や施設運営・  
管理に携わり現在に至る。  
認知症対応型サービス事  
業開設者研修 修了。

### 従業員の「介護離職」を防ぐための基本ポイント

#### — 介護離職を防ぐためのポイントを教えてください。

超高齢社会の現在、働きながら親の介護をする人は増える一方で、仕事との両立が困難で離職する（介護離職）人は、年間およそ11万人と報告されています。

とくに問題なのは、管理職や経験を積んだ熟練の従業員が介護離職に至るケースが多く、企業の大きな損失につながっていることです。こうした事態を防ぐためには、仕事と介護の両立支援に対する取り組みをいち早く開始する必要があります。

しかし、私どもがこれまで多くの企業の相談を受けてきた中でわかつたことは、介護離職防止に向けて、どのような取り組みを、どのタイミングで行えばいいのかがわからないというSOSです。介護の問題は多岐にわたる上、支援する側・支援される側の双方にとって未経験の領域ともいえます。また、弊社のアンケート調査からは、親の介護は突然はじまることが多いため、何も準備していない、介護について親と話し合ったことがない、どこに相談すればいいのかわからない、誰にも相談できない、時間がない、不安が大きいといった従業員の声が圧倒的に

多いのが現状です。

従業員の仕事と介護の両立支援への取り組みのポイントとして、次の項目があります。

#### ●従業員の実態把握

仕事と介護の両立支援を進める上で、実態を把握することは非常に重要です。従業員が抱えている介護の有無や度合い、仕事と介護に関する不安、介護休業制度や介護保険制度などの理解度、働き方の希望など、現状を把握するアンケート調査が必要です。

なかには会社に介護の実態や家族関係、経済的な問題などを知られないと思う従業員もいますので、弊社のような外部の介護相談窓口を通してアンケート調査を行うとスマートに把握できます。

#### ●自社の制度設計の見直し

介護休業などの両立支援制度について「法定基準を満たしているか」「従業員に周知されているか」「利用手続きがわかりやすいか」「従業員のニーズに対応しているか」などを確認し、必要に応じて制度設計を見直します。

#### ●従業員への情報提供

従業員が介護に直面してから、仕事と介護の両立に必要な基本的

な情報を提供するのではなく、従業員が介護に直面する前の段階において、離職しなくて済むよう情報提供などを行うことが求められます。

仕事と介護の両立支援制度などの周知、介護が必要になつた場合の「相談窓口」の周知、両立課題の共有と介護支援プランの策定、働き方の調整、介護について話しやすい職場づくり、社内外のネットワークづくりなどを行います。

#### ●働き方改革

介護離職せずに仕事を継続できるように、仕事に意欲的に取り組めるように、職場環境や働き方を見直す必要があります。

残業時間の削減、年次有給休暇の取得促進、仕事の見える化など、多様なニーズに応じた柔軟な働き方を提供し、「お互い様」と協力し合う職場づくりも大切です。

# 介護と仕事を両立させるための

## 介護相談窓口の設置▼

Vol.7

株式会社日本ライフデザイン 取締役 事業部長 河内篤志氏



(かわち・あつし)  
大手旅行代理店で車椅子や要介護認定者などの国内・海外旅行の企画営業および添乗員の経験を経て、2008年 湖山医療福祉グループ事業部に入社。介護施設長や施設運営・管理に携わり現在に至る。認知症対応型サービス事業開設者研修修了。

### 企業が取り組むべき 従業員の「介護離職」対策

#### — 介護離職を防ぐために、どのような取り組みが必要ですか？

現在、約4人に1人は65歳以上の高齢者という超高齢社会ですが、

今後も少子高齢化は進みます。団塊世代（1947年～1949年生まれ）が75歳以上になる「2025年問題」、全人口に占める65歳以上の高齢者の割合が約33%になる「2035年問題」、団塊ジュニア世代（1971～1974年生まれ）が65歳以上となる「2040年問題」と続き、医療・介護の負担は、より一層増大すると見込まれています。

さらに今後、生産年齢人口の減少に伴い人材不足が加速していく中で、仕事と介護を両立するビジネスケアラーは増加するため、企業にとって介護離職を防ぐ取り組みは必須課題です。

仕事と介護の両立の可否は、従業員の個人的な問題だけで終わりません。介護離職や介護発生に伴う物理的・精神的負担などによって引き起こされる労働生産性の低下に起因する損失額（労働生産性損失額+介護離職者発生による損失額）は、製造業など従業員数3000名の大企業の場合、1社当たり年間およそ6億2400万円、従業員数100名の中小企業の場

合では、1社当たり年間およそ800万円と推計されています。（経済産業省）。

とくに40～50代は、親の介護が始まる可能性が高くなります。この年代は管理職などで代替人員を確保するのは簡単ではありません。ビジネスケアラーの支援は、個人のキャリアサポートだけでなく、事業・組織運営を継続するうえでも大きな影響をおぼします。

まずは介護離職を防ぐ取り組みとして、従業員の実態を把握する必要があります。

弊社では、近い将来に介護が発生する可能性があるかどうか、現在介護をしているのか、介護の担当者は誰なのか、手伝ってくれる家族はいるのか、仕事と介護の両立について困っていることがあるなど、シンプルな内容の無記名アンケートをとっています。

このアンケートで把握した実態を踏まえ、企業の規模や体制に応じて従業員向けのセミナーなどをを行い、次のようなことを理解していただきます。

● 介護に関する不安や問題を解決するためには、介護両立支援制度などの活用が大事であること

● 自身の介護負担を軽減するため介護保険制度の介護サービスを利用するメリットを知つてもらう

● 困ったときの相談窓口または相談者を持つ必要があること

実際、介護専門家の支援を受けたことによって適切な介護ができるうえ従業員自身の介護負担が確実に減り、希望する働き方が継続できるのですが、介護保険制度の内容を理解できたとしても、すぐ利用につながらないことが少なくないのが現状です。

たとえば介護保険制度を申請するためには区役所に行く時間がない、かかりつけ医やケアマネジャーが決まらない、急変時の対応がわからないなど、仕事と介護の両立を実現するためには、より具体的な相談が必要になります。

そこで弊社では、介護経験や福祉業界を熟知した専門家が相談に乗り、法人グループ内の介護ネットワークを駆使し、介護保険制度の代行申請やケアマネとの面談、個々の状態に応じた適切な施設の紹介など、介護離職防止に向けて幅広い課題に対応しています。